

## 湖山西まちづくり協議会会則

### (名 称)

第1条 この会は、湖山西まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称し、協議会の事務所を、湖山西地区公民館に置く。

### (組織の構成)

第2条 協議会は、湖山西自治会をはじめ地区内を活動基盤とする各種団体及び湖山西まちづくりに意欲のある個人で組織する。

### (目 的)

第3条 協議会は、地区住民の共通する課題の解決に自主的・主体的に取り組むとともに、公民館の運営に関わる事業を行い、魅力のある、安心・安全な住みよいまちづくりを行政等との協働により実現することを目的とする。

### (事 業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 地区内における課題把握のための協議・学習等に関すること
- (2) 地区全体で企画実施する事業に関すること
- (3) 公民館事業に関すること
- (4) 各種団体の活動の活性化と連携強化に関すること
- (5) その他協議会の目的達成に寄与する各種事業に関すること

### (役 員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- |        |     |
|--------|-----|
| (1)会 長 | 1名  |
| (2)副会長 | 若干名 |
| (3)理 事 | 若干名 |
| (4)監 事 | 2名  |

### (役員を選任及び任期)

第6条 役員を選任は、次により行う。

- (1)会長、副会長は、協議会に所属する各種団体の役員及び個人の互選により選出し、総会で承認を得るものとする。
- (2)理事、監事は、協議会に所属する各種団体の会員及び個人の中から会長が委嘱し、会の承認を得るものとする。
- (3)役員任期は、2年とし再任を妨げない。
- (4)補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

### (役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1)会長は、協議会の会務を総括し、協議会を代表する。
- (2)副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(3)理事は、協議会の運営に参画する。

(4)監事は、協議会の経理を監査する。

(事務局)

第8条 協議会に事務局を置き、地区公民館職員を充てる。

(1)事務局長は、湖山西地区公民館長とする。

(2)庶務・会計は湖山西地区公民館の職員が担当する。

(顧問)

第9条 協議会に、会長推薦により顧問を置くことができる。

(会議)

第10条 協議会の会議は次のとおりとし、総会の議長は総会にて選任する。ただし役員会の議長は会長とする。なお、企画調整委員会、専門部会の会議は、必要に応じその都度開催する。

(1)総会・臨時総会

(2)役員会

(3)企画調整委員会、専門部会

(議決)

第11条 会議は、いずれも構成員の過半数をもって成立し、出席者の過半数によって議決する。なお、可否同数の場合は議長において議決する。

2 次の各号のいずれかに該当すると会長が認めるときは、会議に付議する事項について、書面による決議を行うことができる。

(1)震災、風水害または感染症等への対応により、会議を開催することが困難と認めるとき。

(2)至急の決議が必要で、会議を開催する余裕がないと認めるとき。

(議事録)

第12条 議長は、総会の経過と結果を記載し、議長及び総会で選出された署名人2名が署名しなければならない。

(会議の構成員)

第13条 各会議の構成員は、次のとおりとする。

(1)総会及び臨時総会は、役員、協議会に所属する各専門部会員及び個人をもって構成する。

(2)役員会は、会長、副会長、理事及び事務局長をもって構成する。

(総会・臨時総会の付議事項)

第14条 総会は、毎年4月に、臨時総会は会長が必要と認めた時に、会長が招集し、次の事項を議決する。

(1)事業計画及び事業報告に関すること

(2)予算の決定及び決算の承認に関すること

(3)会則の改廃に関すること

(4)役員承認に関すること

(5)その他重要事項に関すること

(役員会)

第15条 役員会は、会長が必要と認める都度招集し、次の事項を審議する。



- (1) 総会及び臨時総会に付議する事項
- (2) 事業の企画・運営に関する事項
- (3) 予算の執行状況に関する事項
- (4) その他会長が特に必要と認める事項

(企画調整委員会)

第 16 条 協議会に、企画調整委員会(以下「委員会」という)を置く。

- (1) 委員会は、役員、各専門部会長、副部会長及び自治会役員をもって構成する。
- (2) 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。
- (3) 委員会は、委員長が招集する。
- (4) 委員会は、次の事項について協議する。

① 全体事業の計画と運営、各専門部会の連絡調整に関すること

② その他の事業の企画に関し役員会が必要と認めた事項

(専門部会)

第 17 条 協議会に、それぞれの事業を行う専門部会(以下「部会」という)を置く。

- (1) 各部会は、所属する各種団体の会員及び個人をもって構成する。
- (2) 各部会に部会長及び副部会長を置き、部会員の互選により選任する。
- (3) 部会は、部会長が招集する。
- (4) 部会は、部会に属する事業の計画と運営、地域課題解決に向けた取り組みを推進する。
- (5) 部会長は、部会の取り組みとその結果を委員会に報告するものとする。

(会 計)

第 18 条 協議会の経費は、助成金、交付金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第 19 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

(顕彰及び慶弔)

第 20 条 顕彰及び慶弔については、湖山西自治会の規定を準用する。

(補 則)

第 21 条 協議会は、鳥取市公民館条例施行規則第 4 条に定める運営委員会の役割を担うものとする。

\* 第 2 条の各種団体とは

湖山西自治会、湖山西地区公民館、湖山西地区社会福祉協議会、湖山西地区民生児童委員協議会、湖山西地区老人クラブ連合会、湖山西体育会、湖山西地区子ども会指導者連絡協議会、鳥取市消防団湖山分団、湖山西壮年団、湖東中学校 PTA (湖山西地区)、鳥取地区交通安全協会湖山西支部、湖山西小学校 PTA、湖山西更生保護女性会、湖山西地区健康づくり推進員協議会、鳥取市食育推進員会湖山西支部、湖山西地区自主防災会連絡協議会、青少年育成湖山西地区委員会、湖山西地区人権教育推進協議会、鳥取空港空の駅女子会

\* 第 2 条の個人とは、各種団体の推薦を受け、会長が認めた者。

付 則

1 この会則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。この会則の施行に伴い、従前の湖山西まちづくり協議会会則は、令和 4 年 3 月 31 日をもって廃止する。